平成２１年（フ）第２１８号
三重県四日市市西坂部町2253番地１
債務者　堀田　知子
１　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２２１号
三重県四日市市東坂部町1043番地７
債務者　石垣かつ子
１　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
三重県桑名市東正和台６丁目13番地13
債務者　竹田　憲司
１　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４４０号
兵庫県尼崎市玄番北之町26番地の１　尼崎アーバンコンフォート　212号、前住所大阪市西淀川区佃２丁目15番105―803号
債務者　杉山　典広
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６５２号
兵庫県西宮市北昭和町10番９―302号
債務者　志水　　聡
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７６号
鳥取県倉吉市余戸谷町3051番地の９
債務者　伊藤　泰子
１　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第３４号
愛媛県伊予郡砥部町高尾田92―２　高尾ハイツ210号、住民票上の住所徳島県美馬市穴吹町穴吹字戎60番地４
債務者　田村　　勝
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第３５号
愛媛県伊予郡砥部町高尾田92―２　高尾ハイツ210号、住民票上の住所徳島県美馬市穴吹町穴吹字戎60番地４
債務者　田村　安子
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第１１６号
愛媛県宇和島市三間町務田970番地１
債務者　鐘ケ江美香
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１１８号
愛媛県宇和島市愛宕町１丁目２番32号
債務者　境　　元次
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１２２号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字延川24番地１
債務者　三好　　彩
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第２５５号
高知県吾川郡いの町天王南９丁目13番地２
債務者　山脇　純二
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２５６号
高知市春野町秋山325番地
債務者　山脇　弘子
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２９４号
福岡県小郡市希みが丘２丁目５番地10
債務者　中尾由理子
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３０１号
福岡県小郡市小郡2446番地１
債務者　永田まり子
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３０４号
福岡県久留米市南２丁目17番10―６号
債務者　田中　香織（旧姓馬場）
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３０７号
福岡県久留米市螢川町80―２　螢コーポ201号、住民票上の住所福岡県八女郡立花町大字原島132番地７
債務者　黒木　裕介
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部